

注記事項

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物及び工作物

定率法を採用しております。

物品

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数を基準とし、残存価額を取得原価の10%とした定額法で計上しております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

研究開発費に該当しないソフトウェア制作費については、取得年度の翌年度から利用可能期間(5年間)に基づく定額法により減価償却をしております。

2. 重要な引当金の計上基準及び計上方法

(1) 貸倒引当金

失業等給付金等の返納金等に係る未収金額のうち、収納見込が不確実であると認められる額を、過去5年間の実績等により算出し、引当金として計上しています。

(2) 賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出しております。

期末手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times 6\text{月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4 / 6$

勤労手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times 6\text{月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4 / 6$

(3) 退職給付引当金(恩給給付費及び整理資源に係る退職給付引当金を除く)

① 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるために期末要支給額を下記の計算方法により算出しております。

経験年数階層毎人員 \times 平均俸給額 \times 退職手当支給率

<重要な会計方針の変更>

従来、整理資源に係る退職給付引当金繰入額については、退職給付引当金の前年度末残高と当年度末残高との差額を計上していたが、本年度より、退職給付支給時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額補充を退職給付引当金繰入額とすることとした。

この変更は、退職給付引当金繰入額の算定方法が差額補充法に統一されたことによるものである。

この変更により、前年度の退職給付引当金繰入額が2,397百万円増加し、人件費が同額減少している。

② 国家公務員災害補償年金

職員の遺族の支払に備えるため下記の計算方法により算出しております。

受給資格者の数による支給日数 \times 平均給与額 \times 割引率
により算出した一人あたりの所要額の合算

3. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税込方式によっております。

II. 翌年度以降支出予定額

1. 歳出予算の繰越 348 百万円
2. 継続費
該当ありません。
3. 国庫債務負担行為 5,854 百万円
国庫債務負担行為による繰越債務額

III. 追加情報等

1. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

2. 財政法第44条の資金

(1) 積立金

労働保険特別会計法第18条及び第19条に規定されている積立金であり、失業等給付に要する財源とするものである。

(2) 雇用安定資金

労働保険特別会計法第8条の2において積立てを規定されている資金であり、雇用安定事業に要する財源を確保し、事業を効率的に実施するために設置されたものである。

3. 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・ 「現金・預金」は、当該年度末における決算上の剰余金の額、労働保険特別会計法第21条の雇用安定資金及び積立金の額並びに同法第8条の2に基づく繰入れ金との合計額を計上しております。
- ・ 「未収金」には、雇用保険料の未収金と過誤払による返納金債権等を計上しております。
- ・ 「貸倒引当金」には、未収保険料の貸倒に備えて過去5年間の貸倒実績率に基づいて将来の回収不能見込額を計上しております。
- ・ 「前払金」には、徴収勘定への繰入金の繰入超過額を計上しております。
- ・ 「前払費用」には、自賠責保険料の前払分を計上しております。
- ・ 「土地」には、主に庁舎敷地を計上しております。
- ・ 「立木竹」には、主に庁舎敷地上の立木竹を計上しております。
- ・ 「建物」には、主に庁舎建物を計上しております。
- ・ 「工作物」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている工作物の台帳価格を計上しております。
- ・ 「物品」には、取得価格が50万円以上の機械器具等の重要物品を計上しております。
- ・ 「建設仮勘定」には、主に建設中の庁舎建物・工作物等の工事費を計上しております。
- ・ 「無形固定資産」には、電話加入権とソフトウェアを計上しております。
- ・ 「出資金」には、(独)雇用・能力開発機構、(独)高齢・障害者雇用支援機構、(独)労働政策研究・研修機構に対する出資額を計上しております。
- ・ 「未払金」には、職員等に対する児童手当未払金や政府職員失業者退職金の未払額を計上しております。
- ・ 「支払備金」には、当該年度末における受給資格者に対して支給することが見込まれる失業給付金の額を計上しております。
- ・ 「前受金」には、雇用保険法第66条による「国庫の負担」を一般会計より受け入れた額のうち、受入超過額を計上しております。
- ・ 「賞与引当金」には、6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上しております。
- ・ 「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給、整理資源に係る引当金を計上しております。
- ・ 「資産・負債差額」には、資産負債差額増減計算書により計算される本年度末資産負債差額を計上しております。

<業務費用計算書>

- ・ 「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上しております。
- ・ 「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上しております。
- ・ 「退職給付引当金繰入額」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給、整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する費用を計上しております。
- ・ 「失業等給付費」には、雇用保険法(昭和49年法116号)第13条等の規定に基づき支給した基本手当、技能修得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額を計上しております。
- ・ 「雇用安定等給付費」には、雇用保険法第62条に基づき実施する雇用安定事業において事業主に支給する雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の給付金を計上しております。
- ・ 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上しております。主なものとして、雇用・能力開発機構交付金、高齢者雇用確保事業等交付金等を計上しております。
- ・ 「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上しております。主なものとして、職場適応訓練委託費、生涯職業能力開発事業等委託費、職業講習等委託費等を計上しております。
- ・ 「分担金」には、世界公共雇用サービス協会への分担金を計上しております。
- ・ 「拠出金」には、国際労働機関が行う技術協力に対する拠出金を計上しております。
- ・ 「運営費交付金」には、独立行政法人通則法第46条に規定する交付金として、独立行政法人に対する運営費交付金を計上しております。
- ・ 「他会計への繰入」には、一般会計への繰入を計上しております。一般会計への繰入には、退職職員に支給する退職手当や恩給負担金を計上しております。
- ・ 「徴収勘定への繰入」には、主に事業主への保険料返還金や保険料徴収事務経費を計上しております。
- ・ 「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上しております。
- ・ 「その他の経費」には、旅費、諸謝金及び賠償償還及び払戻金等を計上しております。
- ・ 「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上しております。
- ・ 「貸倒引当金繰入額(又は戻入額)」には、未収金の回収不能見込額として貸倒引当金に計上した額のうち、当期に繰り入れ(もしくは戻入れ)た額を計上しております。
- ・ 「資産処分損益」には、有形固定資産の除却、売却に伴い発生した損益を計上しております。
- ・ 「出資金評価損」には、雇用・能力開発機構雇用保険勘定に対する出資金の実質価額の下落相当額を計上しております。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、平成14年度末の貸借対照表の「資産・負債差額」を計上しております。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上しております。
- ・ 「(財源)自己収入」には、運用益とその他の財源を計上しております。
- ・ 「(財源)運用益」には、預託金運用に係る利子収入を計上しております。
- ・ 「(財源)その他の財源」には、公務員宿舍貸付料、返納金等を計上しております。
- ・ 「徴収勘定より受入」には、主として雇用保険料の収入額を計上しております。
- ・ 「一般会計より受入」には、雇用保険法第66条に基づき、一般会計から雇用勘定への受入額を計上しております。
- ・ 「無償所管換等」には、独立行政法人の設立のための出資金の承継等、合同宿舍建設のために財務省所管一般会計に無償で移管した土地や過去の国有資産台帳の誤謬訂正額等を計上しております。

<区分収支計算書>

- ・ 「運用収入」には、積立金、雇用安定資金、余裕金を資金運用部に預託することにより生ずる利子収入の額を計上しております。
- ・ 「その他の収入」には、公務員宿舍貸付料、返納金等を計上しております。
- ・ 「徴収勘定からの受入」には、労働保険料のうち雇用保険料に相当する部分について徴収勘定から受け入れた額を計上しております。
- ・ 「一般会計からの受入」には、雇用保険法第66条、第67条等の規定に基づき計算された国庫負担金の受入額を計上しております。
- ・ 「前年度剰余金受入」には、前年度建設費の繰越分を計上しております。
- ・ 「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上しております。
- ・ 「失業等給付費」には、雇用保険法(昭和49年法116号)第13条等の規定に基づき支給した基本手当、技能修得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額を計上しております。
- ・ 「雇用安定等給付費」には、雇用保険法第62条に基づき実施する雇用安定事業において事業主に支給する雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の給付金を計上しております。
- ・ 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上しております。主なものとして、雇用・能力開発機構交付金、高齢者雇用確保事業等交付金等を計上しております。
- ・ 「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上しております。主なものとして、職場適応訓練委託費、生涯職業能力開発事業等委託費、職業講習等委託費等を計上しております。
- ・ 「拠出金」には、国際労働機関が行う技術協力に対する拠出金を計上しております。
- ・ 「分担金」には、世界公共雇用サービス協会への分担金を計上しております。
- ・ 「運営費交付金」には、独立行政法人通則法第46条に規定する交付金として、独立行政法人に対する運営費交付金を計上しております。
- ・ 「徴収勘定への繰入」には、主に事業主への保険料返還金や保険料徴収事務経費を計上しております。
- ・ 「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当や恩給負担金を計上しております。
- ・ 「庁費等の支出」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上しております。
- ・ 「その他業務支出」には、旅費、諸謝金及び賠償償還及び払戻金等を計上しております。
- ・ 「施設整備支出」には、建物、工作物等の国有財産取得に係る資本的支出を計上しております。
- ・ 「建物に係る支出」には、庁舎等の建物の計上に繋がる支出を計上しております。
- ・ 「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上しております。
- ・ 「建設仮勘定に係る支出」には、未完成施設に係る当期の支出額を計上しております。
- ・ 「資金への繰入」は、決算上の剰余金から将来財源確保のための積立金繰入額を計上しております。
- ・ 「翌年度歳入繰入」には、決算上の剰余金を計上しております。
- ・ 「資金本年度末残高」は、積立金及び雇用安定資金の現在額を計上しております。
- ・ 「本年度末現金・預金残高」には、当該年度末における歳入歳出決算上の剰余金、積立金及び雇用安定資金の額を計上しております。

4. その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

(1)「他会計(勘定)からの受入」及び「他会計(勘定)への繰入」についての内容

①「一般会計より受入」

雇用保険法第66条により、一般会計から雇用勘定への受入

②「一般会計への繰入」

i) 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律第1条による雇用勘定から一般会計への繰入

ii) 特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律による雇用勘定から一般会計への繰入

③「徴収勘定より受入」

労働保険特別会計法第7条第2項による徴収勘定から雇用勘定への繰入

④「徴収勘定への繰入」

労働保険特別会計法第8条による雇用勘定から徴収勘定への繰入

- (2) 業務費用計算書の「徴収勘定への繰入」の一部には、徴収勘定を経由して事業主に返還される保険料返還金相当額が計上されております。
- (3) 資産・負債差額計算書の「Ⅲ財源」中の「徴収勘定からの受入」には、徴収勘定を経由して繰り入れられる保険料収入等を計上しております。
- (4) 単位未満の計数の切り捨て
金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがあります。
100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示しております。

労働保険特別会計雇用勘定

貸借対照表附属明細書

○未収金の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	本年度末残高
雇用保険料未収金	徴収勘定	50,735
不正受給等による返納金	不正受給者等	6,099
合計		56,834

○固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産(公共用財産を除く)						
土地	61,281	9,816	12,744	-	-	58,352
立木竹	313	14	10	-	-	316
建物	53,098	5,359	2,164	2,381	-	53,912
工作物	23,922	3,654	912	630	-	26,033
建設仮勘定	4,232	2,442	4,088	-	-	2,586
物品	6,466	1,839	276	1,581	-	6,447
小計	149,314	23,125	20,197	4,593	-	147,649
無形固定資産						
電話加入権	415	-	-	-	-	415
ソフトウェア	3,251	2,259	-	1,014	-	4,495
小計	3,667	2,259	-	1,014	-	4,911
合計	152,981	25,384	20,197	5,607	-	152,560

○出資金の明細

(単位:百万円)

出資金増減の明細	種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
雇用・能力開発機構(雇用保険勘定)		1,380,020	-	-	1,380,020	-	-	-
雇用・能力開発機構(勤労者財産形成勘定)		0	-	-	0	-	-	-
雇用・能力開発機構(介理労働福祉事業勘定)		6,000	-	-	6,000	-	-	-
日本障害者雇用促進協会		19,573	-	-	19,573	-	-	-
日本労働研究機構		3,038	-	-	3,038	-	-	-
(独)雇用・能力開発機構(一般勘定)		-	-	296,201	-	-	-	296,201
(独)雇用・能力開発機構(財形勘定)		-	-	1,000	-	-	999	0
(独)雇用・能力開発機構(宿舍等勘定)		-	-	502,327	-	-	-	502,327
(独)高齢・障害者雇用支援機構(高齢・障害者雇用支援勘定)		-	-	11,479	-	-	-	11,479
(独)労働政策研究・研修機構(雇用勘定)		-	-	4,266	-	-	-	4,266
(独)情報処理推進機構出資会		-	-	4,000	-	-	-	4,000
合計		1,408,632	-	819,274	1,408,632	-	999	818,274

○市場価格のない出資金の純資産額等の明細

出資先	出資金額(国有財産台帳価格)	資産(A)	負債(B)	純資産額(C=A-B)	資本金(D)	特別会計からの出資額(E)	出資割合(F=C/D)
雇用・能力開発機構(雇用保険勘定)	-	-	-	-	-	-	-
雇用・能力開発機構(勤労者財産形成勘定)	-	-	-	-	-	-	-
雇用・能力開発機構(介理労働福祉事業勘定)	-	-	-	-	-	-	-
日本障害者雇用促進協会	-	-	-	-	-	-	-
日本労働研究機構	-	-	-	-	-	-	-
(独)雇用・能力開発機構(一般勘定)	296,201	390,188	83,023	307,164	302,543	296,201	97%
(独)雇用・能力開発機構(財形勘定)	1,000	829,445	820,070	△ 40,624	1,000	1,000	100%
(独)雇用・能力開発機構(宿舍等勘定)	502,327	524,246	10,067	514,178	502,327	502,327	100%
(独)高齢・障害者雇用支援機構(高齢・障害者雇用支援勘定)	11,479	14,469	3,243	11,226	11,494	11,479	99%
(独)労働政策研究・研修機構(雇用勘定)	4,266	4,882	655	4,227	4,266	4,266	100%
(独)情報処理推進機構出資会	4,000	5,901	-	5,901	8,000	4,000	50%
合計	819,274	1,769,134	957,060	802,074	829,631	819,274	

(単位:百万円)

純資産額による算出額(G=C×F)	貸借対照表計上額	使用財務諸表
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
300,725	296,201	独立行政法人の財務諸表
△ 40,624	0	独立行政法人の財務諸表
514,178	502,327	独立行政法人の財務諸表
11,211	11,479	独立行政法人の財務諸表
4,227	4,266	独立行政法人の財務諸表
2,950	4,000	独立行政法人の財務諸表
792,669	818,274	-

○未払金の明細

内容	相手先	本年度末残高
児童手当未払金	職員等	19
その他	徴収勘定等	5
合計		24

○補助金等の明細

(単位:百万円)

補助金等の区分	内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	中小企業福祉事業等補助金	特設法人 勤労者退職金共済機構	5,144	・中小企業退職金共済事業及び特定業種退職金共済事業の掛金助成に要する経費の補助金	無
	産業雇用安定センター補助金	(財)産業雇用安定センター	3,641	・労働力の産業間移動に寄与し労働力の失生の予防等雇用の安定を図るための補助金	無
	中小企業福祉事業等補助金	特設法人 日本労働研究機構	1,941	・労働問題研究等事業に要する経費の補助金	有
	技能向上対策費補助金	中央職業能力開発協会	927	・職業訓練及び技能検定の採費並びに技能検定に要する経費の補助金	無
	技能向上対策費補助金	都道府県職業能力開発協会	1,449	・職業訓練及び技能検定の採費並びに技能検定に要する経費の補助金	無
	職業能力開発校設備整備費等補助金	都道府県	4,346	・公共職業能力開発施設の設置及び運営等に要する経費の補助金	無
	中小企業福祉事業等補助金	都道府県・市町村	1,301	・仕事と家庭両立支援特別奨励事業に要する経費の補助金 ・中小企業福祉事業に要する経費の補助金	無
	高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金	(財)高齢者雇用開発協会	61,011	・高齢者雇用開発協会の運営に要する経費の補助金	無
	日本障害者雇用促進協会交付金	日本障害者雇用開発協会	421	・日本障害者雇用促進協会の運営に要する経費の補助金	有
	雇用開発支援事業等補助金他	(独)雇用・能力開発機構	30,364	・独立行政法人通則法第46条に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構の運営に要する経費の補助金	有
	その他		309	・雇用保険法に基づく経費の補助金	無
交付金	雇用・能力開発機構交付金	特設法人 雇用・能力開発機構	108,844	・雇用・能力開発機構法第28条の規定に基づく交付金	有
	高齢者雇用確保事業等交付金	(財)高齢者雇用開発協会	3,318	・高齢者雇用確保事業等に要する経費の交付金	無
	介護労働者雇用改善援助事業等交付金	(財)介護労働安定センター	5,002	・介護労働者雇用改善援助事業等に要する経費の交付金	無
	日本障害者雇用促進協会交付金	認可法人 日本障害者雇用促進協会	4,824	・日本障害者雇用促進協会に要する経費の交付金	有
	職業者等職業訓練費交付金	都道府県	8,856	・都道府県が設置する公共職業能力開発施設の運営に要する経費の財源に充てるため交付する交付金	無
	短時間労働者福祉事業交付金、育児休業労働者等支援交付金	(財)21世紀職業財団	6,241	・育児休業労働者等に要する福祉関係業務に要する経費の交付金 ・短時間労働者福祉事業関係業務に要する経費の交付金	無
	港湾労働者派遣事業等交付金	(財)港湾労働安定協会	290	・港湾労働者派遣事業等に関する雇用関係業務に要する経費の交付金	無
	計		248,236		

○委託費等の明細

(単位:百万円)

委託費等の区分	内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
委託費	生涯職業能力開発事業等委託費	中央職業能力開発協会	3,157	・雇用する労働者に対し職業訓練・認定職業訓練を受けさせる事業主及び認定検定を開設実施する中小企業事業主等に対する助成事業及び技能検定実施事務の委託	無
	緊急雇用支援事業委託費、職業講習等委託費	(財)高齢者雇用開発協会	30	・高齢者に関する諸問題を解決するための雇用開発研究等総合的な調査研究 ・高齢者が共同して積極的な雇用・就業の機会を創出する機会に係る経費を助成	無
	職業講習等委託費	21世紀職業財団	446	・女性労働者の雇用管理に関する調査研究等の委託	無
	雇用保険活用援助事業委託費	(社)全国労働保険事務組合連合会	536	・中小企業に対する雇用保険制度の周知等対応の活用を援助・促進するための事業の委託	無
	職業講習等委託費	(財)女性労働協会	341	・女性労働者の雇用管理に関する調査研究等の委託	無
	職業講習等委託費	都道府県シルバー人材センター連合会等	6,361	・高齢者の雇用就業機会の確保を促進することを目的としたシニアワークプログラムの委託	無
	職場適応訓練委託費、生涯職業能力開発事業等委託費、職業講習等委託費	都道府県	6,896	・雇用する労働者に対し職業訓練・認定職業訓練を受けさせる事業主及び認定検定を開設実施する中小企業事業主等に対する助成事業及び技能検定実施事務の委託	無
	職業講習等委託費	公益団体	3,938	・労働者に対して職業の安定を図るために必要な知識及び技能を習得させるための職業講習の委託	無
	職業講習等委託費	民間団体	621	・労働者に対して職業の安定を図るために必要な知識及び技能を習得させるための職業講習の委託	無
		その他		4,932	・雇用保険法等に基づく業務の委託
拠出金	国際労働機関拠出金		121	・国際労働機関が行う技術協力に対する拠出金	無
分担金	国際社会保障協会等分担金		5	・世界公共雇用サービス協会に対する分担金	無
	計		27,390		

○運営費交付金の明細

区分	内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
運営費交付金	雇用・能力開発機構一般勤定運営費交付金	(独)雇用・能力開発機構	12,786	・独立行政法人通則法第46条に基づく独立行政法人雇用・能力開発機構に要する経費の交付金	有
	高齢・障害者雇用開発支援勤定運営費交付金	(独)高齢・障害者雇用支援機構	9,419	・独立行政法人通則法第46条に基づく独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に要する経費の交付金	有
	(目)労働政策研究・研修機構雇用勤定運営費交付金	(独)労働政策研究・研修機構	1,603	・独立行政法人通則法第46条に基づく独立行政法人労働政策研究・研修機構に要する経費の交付金	有
	計		23,809		

資産負債差額増減計算書附属明細書

○その他の財源の明細

(単位:百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	17,784
	合計	17,784

○無償所管換等の明細

(単位:百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
【財産の無償所管替等(受)】					
資産承継益	雇用・能力開発機構	12,891		独立行政法人設立のため	
資産承継益	日本障害者雇用促進協会	34		独立行政法人設立のため	
資産承継益	中高等障害者雇用安定センター	181		独立行政法人設立のため	
所屬替(受)		60	土地・立木竹		
種別替(増)		129	土地・建物・工作物		
報告渡(増)		287	土地・立木竹・建物・工作物		
換算訂正(増)		786	土地・立木竹・建物・工作物		
行政財産より租替(増)		4,017	土地・立木竹・建物・工作物		
土地区画整理法による換地(増)		222	土地		
変測(増)		6	土地・建物		
新規搭載(増)		0	立木竹		
用途変更(増)		0	建物		
【財産の無償所管替等(送)】					
出資金承継損	雇用・能力開発機構	△ 574,629	出資金	独立行政法人設立のため	
出資金減資損	雇用・能力開発機構	△ 397	出資金	独立行政法人設立のため	
出資金承継損	日本障害者雇用促進協会	△ 8,049	出資金	独立行政法人設立のため	
出資金承継損	労働研務所	△ 567	土地・建物等	独立行政法人設立のため	
固定資産承継損	日本労働研務機構	△ 1,921	出資金	独立行政法人設立のため	
所屬替(送)		△ 60			
所管換(送)	財務省一般会計	△ 7	土地・工作物	合同庁舎建設のため	
用途廃止(送)		△ 4,017	土地・建物等		
用途変更(送)		0	建物		
換算訂正(送)		△ 2,972	土地・建物等		
種別替(送)		△ 129	土地・建物・工作物		
報告渡(送)		△ 2,283	土地・工作物・立木竹		
譲与(送)		△ 2	土地		
土地区画整理法による換地(送)		△ 286	土地		
変測(送)		△ 2	土地・建物・工作物		
取壊し(送)		△ 174	建物・工作物		
伏掘(送)		△ 2	立木竹		
移築(送)		0	建物		
移転(送)		0	工作物		
改設(送)		△ 1	工作物		
損壊替(送)		△ 36	工作物・建物		
合計		△ 576,454			

区分別収支計算書附属明細書

○その他収入の明細

(単位:百万円)

款	項	目	金額
雑収入	雑収入	公務員宿舎賃付料	115
雑収入	雑収入	返納金	15,996
雑収入	雑収入	雑入	18,520
		合計	34,632

○資金の明細

(単位:百万円)

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	406,427	399,965	-	806,392
雇用安定資金	301,080	99,936	-	401,016
合計	707,507	499,901	-	1,207,409